

第 7 編

経 済

— 内 容 —

1	産業別就業者数……………	90
2	農 業……………	91
3	農村環境改善センター……………	92
4	商 業……………	93
5	工 業……………	96
6	労働行政……………	98

1 産業別就業者数

(令和2年10月1日国勢調査)

区 分	就 業 者 数			
	男	女	計	割 合
第 1 次 産 業	489	231	720	1.08%
農 業	480	228	708	1.06%
林 業	8	3	11	0.02%
漁 業	1	0	1	0.00%
第 2 次 産 業	11,848	4,619	16,467	24.61%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	10	2	12	0.02%
建 設 業	3,982	805	4,787	7.15%
製 造 業	7,856	3,812	11,668	17.43%
第 3 次 産 業	24,216	23,876	48,092	71.86%
電気・ガス・熱供給・水道業	146	25	171	0.26%
情 報 通 信 業	1,684	559	2,243	3.35%
運 輸 業 ・ 郵 便 業	3,639	1,145	4,784	7.15%
卸 売 業 ・ 小 売 業	4,758	5,717	10,475	15.65%
金 融 業 ・ 保 険 業	570	790	1,360	2.03%
不動産業・物品賃貸業	1,065	576	1,641	2.45%
学術研究・専門・技術サービス業	1,350	701	2,051	3.06%
宿泊業・飲食サービス業	1,173	2,113	3,286	4.91%
生活関連サービス業・娯楽業	1,006	1,593	2,599	3.88%
教育, 学 習 支 援 業	1,332	1,725	3,057	4.57%
医 療 , 福 祉	2,078	6,466	8,544	12.77%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	191	169	360	0.54%
サービス業(他に分類されないもの)	2,958	1,578	4,536	6.78%
公務(他に分類されるものを除く)	2,266	719	2,985	4.46%
分 類 不 能 の 産 業	873	773	1,646	2.46%
総 数	37,426	29,499	66,925	

2 農 業

(1) 農業戸数及び就業人口

(2020年農林業センサスによる)

農 家 戸 数			農業に60日以上従事した世帯員・役員・構成員数		
総 数	販売農家	自給的農家	総 数	男	女
880	335	545	477	322	155

(2) 家畜飼養頭羽数

(令和6年度家畜農家巡回による)

区分 \ 年次	2年	3年	4年	5年	6年
乳 用 牛 (頭)	99	99	95	85	90
肉 用 牛 (頭)	509	510	478	466	456
豚 (頭)	3,530	3,125	3,054	2,710	1,660
採卵鶏 (種鶏含む) (羽)	70,060	64,220	63,750	61,650	61,120

3 農村環境改善センター

(1) 工事の概要

名 称	入間市農村環境改善センター
所 在 地	入間市大字下谷ヶ貫915番地3
指 定 管 理 者	アイル・コーポレーション株式会社
敷 地 面 積	9,253.65㎡
建 築 面 積	1,096.28㎡
延 床 面 積	1,265.80㎡
構 造	鉄筋コンクリート造、一部2階建
総 工 事 費	429,876,000円 建物 235,000,000円 外構 194,876,000円
工 期	起工 昭和60年9月17日 竣工 昭和61年9月6日

(2) 施設の概要

	面積 (㎡)	主 な 施 設
1 階	943.01	多目的ホール・調理実習室・大小和室・事務室
2 階	322.79	大小会議室・クラブ室・生活研修室・視聴覚兼図書室
附帯施設		テニスコート2面・多目的広場

(3) 使用料（団体で使用する場合）

(単位 円)

時間区分 使用区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～正午	1時～5時	5時30分～ 9時30分	午前9時～ 午後9時30分
多目的ホール	1,000	1,500	2,000	4,000
調理実習室	700	800	1,000	2,200
生活研修室	400	500	600	1,300
視聴覚・図書室	500	600	700	1,600
和室会議室 (大)	500	600	700	1,600
和室会議室 (小)	300	400	500	1,000
洋室会議室 (大)	500	600	700	1,600
洋室会議室 (小)	400	500	600	1,300

(4) 多目的ホールを個人で使用する場合の使用料

(単位 円)

使用単位	使用料	
	一般・学生	児童・生徒
使用者1人2時間につき	100	50

(5) テニスコート及びゲートボール場の使用料

(単位 円)

使用区分	時間区分	2時間
テニスコート	一般・学生	500
	児童・生徒	250
多目的広場		無料

備考

市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等が使用する場合は、規定使用料に100分の50を加算する。

4 商業

(1) 卸・小売別、事業所数・従業員数、年間商品販売額、売場面積

(平成28年6月1日経済センサス-活動調査、令和3年6月1日経済センサス-活動調査)

分類	事業所数		従業員数(人)		年間商品販売額(百万円)		売場面積(m ²)	
	平成28	令和3	平成28	令和3	平成28	令和3	平成28	令和3
合計	955	944	8,904	9,153	247,932	242,234	187,510	187,852
卸売計	168	180	1,511	1,399	88,648	84,255	—	—
小売計	787	764	7,393	7,754	159,284	157,979	187,510	187,852

(2) 中小企業融資制度

制度名	申込資格	貸付 限度額	貸付期間	利率	保証料	担 保
						保証人
特別小口無担保 無保証人融資	(1)市内に店舗・工場・事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 (2)市税等の未納・滞納がないこと。(法人の場合は代表者含む) (3)信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者であること。(保証人としての債務を含む) (4)許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。 (5)信用保証協会の保証付き融資の借入残高がないこと。 (6)常時使用する従業員数が、アルバイト・パート社員を含めて20人以下(商業、サービス業は5人以下)であること。 (個人)市内に居住し、かつ住民登録があり、1年以上経過していること。また、源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある市民税のいずれかの課税があること。 (法人)市内に本店又は支店登記があり、1年以上経過していること。また、法人税、事業税又は法人税割のある法人市民税の課税があること。	2,000 万円	運転資金7年以内 (据置6ヶ月以内) 設備資金10年以内 (据置1年以内)	年 1.1%	年0.8%以内 (定性要因等により変動します。)	不 要
						不 要
小口特別融資	(1)市内に店舗・工場・事業所を有し、引き続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること。 (2)市税等の未納・滞納がないこと。(法人の場合は代表者含む) (3)信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者であること。(保証人としての債務を含む) (4)許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。 (個人)市内に居住し、かつ住民登録があり、1年以上経過していること。 (法人)市内に本店又は支店登記があり、6ヶ月以上経過していること。	2,000 万円	運転資金7年以内 (据置6ヶ月以内) 設備資金10年以内 (据置1年以内)	年 1.1%	年1.59%以内 (CRD判定・金額別保証料率・定性要因等により変動します。)	不 要 原則個人は不要、法人は代表者
創業支援資金 融資	(1)創業者であること。 ①事業を営んでおらず、1ヶ月以内に事業を開始しようとする個人 ②事業を営んでおらず、2ヶ月以内に会社を設立しようとする個人 ③新たに会社を設立しようとする法人 または、新規中小企業者であること。 ④事業を開始して1年を経過していないか、経過しているが当該所得に対する市民税の初回納期が到来していない個人 ⑤上記②又は③によって設立され1年を経過していないか、経過しているが初回確定申告に至っていない法人 (2)市内に店舗・工場・事業所を有して事業を開始しようとしている(創業者)、行っている(新規中小企業者)こと。 (3)市税等の未納・滞納がないこと。(法人の場合は代表者含む) (4)信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者であること。(保証人としての債務を含む) (5)許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。 (個人)市内に居住し、かつ住民登録があること。また、創業者①及び②は、貸付額と同額の自己資金を有していること。 (法人)市内に本店又は支店登記があること。(創業者③は、登記して6ヶ月以上経過していること。)	2,000 万円	運転資金7年以内 (据置1年以内) 設備資金10年以内 (据置1年以内)	年 0.8%	年0.8%以内 (定性要因等により変動します。)	不 要
						原則個人は不要、法人は代表者
担保型		2,000 万円	設備資金10年以内 (据置1年以内)	年 0.8%		必 要 原則個人は不要、法人は代表者

信用保証料補助制度

創業支援資金融資(担保型)を除く上記制度において、当該融資に係る信用保証料の一部補助が受けられます。保証料一括支払時は総額の40%が、分割支払時は初回支払額の50%が、40万円を限度として補助されます。

(3) 入間市商工業振興条例 (商工業振興助成制度)

対象施設	○医療品、化粧品、医療機器、ヘルスケア、航空・宇宙、食料品、新エネルギー・省エネルギー、輸送用機械器具、ロボット・AI・IoT及び半導体産業のうちいずれかに関連する製造業 ○情報通信 ○自然科学研究所 ○本社	条件	○敷地面積2,000㎡以上 (中小企業は1,000㎡以上、本社は500㎡以上) ○延床面積1,000㎡以上 (中小企業は500㎡以上、本社は300㎡以上) ○常時雇用者が10人以上(中小企業はこの限りでない) ○土地の取得又は賃貸借契約後、原則3年以内に業務を開始すること
補助額	○固定資産税相当額の1/10~10/10を3年間補助 (3年間で総額1億円が限度)		
対象者	○市内に工場又は本社を有していない事業者		

(4) 中小企業融資制度実績

(単位千円)

区 分	年 度	令和2年度				令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		通常融資		※緊急特別融資		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		件数	金額	件数	金額								
特別小口無担保無保証人融資		1	5,000	3	9,000	2	2,600	0	0	1	3,000	1	4,000
小 口 特 別 融 資		4	19,500	18	43,000	3	20,130	2	16,250	25	261,700	17	193,445
創業支 援資金 融資	信 用 保 証 型	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,000	3	18,000
	担 保 型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和7年4月1日現在

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新たに創設した制度で、令和2年度に限った制度です。

5 工業

(1) 中分類別、事業所数、従業者数、事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額、製造品出荷額等

(令和3年6月1日経済センサス)

(従業者4人以上の事業所)

産業中分類	事業所数	従業者数 (人)	事業に従事する者の人件費 及び派遣受入者に係る人材 派遣会社への 支払額	製造品出荷額等 (万円)
09 食料品	19	2,023	585,394	3,809,305
10 飲料・たばこ・飼料	5	43	9,321	44,671
11 繊維工業	-	-	-	-
12 木材・木製品	-	-	-	-
13 家具・装備品	3	46	19,212	84,545
14 パルプ・紙	7	288	119,390	1,058,419
15 印刷	8	218	99,432	748,840
16 化学工業	8	498	155,952	5,401,860
17 石油・石炭	-	-	-	-
18 プラスチック製品	9	195	55,793	241,577
19 ゴム製品	6	464	194,558	745,431
20 なめし革	-	-	-	-
21 窯業・土石	8	219	90,328	477,862
22 鉄鋼	4	97	55,759	823,132
23 非鉄金属	10	970	571,038	12,366,960
24 金属製品	35	1,088	378,280	1,723,053
25 はん用機械	8	277	101,304	745,640
26 生産用機械	39	712	349,706	1,470,136
27 業務用機械	8	192	111,885	282,687
28 電子部品・デバイス・電子回路	15	276	81,856	477,197
29 電気機械	19	1,925	955,676	5,884,571
30 情報機械	4	74	28,360	68,535
31 輸送用機械	15	1,751	945,463	5,658,277
32 その他の製品	11	65	22,391	108,548
合計	241	11,421	4,931,098	42,221,246

(凡例：-…該当なし、X…秘匿)

(2) 武蔵工業団地

ア 所在地	入間市狭山ヶ原、宮寺
イ 施行年度	昭和41～44年度（4ヶ年継続事業）
ウ 施工面積	484,519㎡
エ 総事業費	13億円
オ 主な土地利用状況	
	〔工業用地 370,000㎡ 76.4% 住宅用地 39,450㎡ 8.1%〕
カ 事業所数	113事業所

(3) 狭山台工業団地

(ア) 所在地	入間市狭山台
(イ) 施行年度	平成5年～30年度
(ウ) 施工面積	473,000㎡
(エ) 総事業費	117億8,500万円（狭山台土地区画整理事業総事業費）
(オ) 事業所数	134事業所

(4) ミニ工業団地

ア 金子地区（西部協同組合）

(ア) 所在地	入間市南峯
(イ) 施行年度	昭和59～61年度
(ウ) 施工面積	25,000㎡
(エ) 総事業費	16億8,000万円
(オ) 事業所数	10事業所

イ 野田地区（入間工業協同組合）

(ア) 所在地	入間市野田、新光
(イ) 施行年度	昭和58～62年度
(ウ) 施工面積	57,000㎡
(エ) 総事業費	30億8,000万円
(オ) 事業所数	8事業所

6 労働行政

(1) 内職相談

内 職 相 談 利 用 状 況 (R6.4.1~R7.3.31)

ア 相談者数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来室者数	26	26	13	20	17	36	21	22	34	14	20	17	266
電話等	29	26	24	9	16	20	20	15	15	14	20	17	225
合計	55	52	37	29	33	56	41	37	49	28	40	34	491

イ 相談内容

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
求職相談	29	26	23	18	24	40	21	23	28	16	22	13	283
求人相談	8	3	4	4	5	7	6	5	2	7	7	2	60
苦情相談													
就業相談	13	18	4	6	3	4	7	5	10	3	6	9	88
調査	5	5	6	1	1	5	7	4	9	2	5	10	60
その他													
合計	55	52	37	29	33	56	41	37	49	28	40	34	491

ウ 新規登録者数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
19歳以下													
男													
女								1					1
20~29歳													
男													
女	2	1		1	1	1		1			1	1	9
30~39歳													
男													
女	2		1	2	2	2		3	1				13
40~49歳													
男			1		1								2
女		2				4	1			1	1	2	11
50~59歳													
男							1	1					2
女	2	2	1		1		1	1			1		9
60~69歳													
男											1		1
女							2		2		1		5
70歳以上													
男	1	1				1	1			1			5
女	3	1					1	1	2		1	2	11
合計													
男	1	1	1		1	1	2	1		1	1		10
女	9	6	2	3	4	7	5	7	5	1	5	5	59

(2) 労働相談

労働施策の一環として、事業者、労働者等の労働関係による諸問題の事前防止や早期に解決をするために労使双方の相談窓口として、社会保険労務士による「労働相談」を毎月2回、第1木曜日午後4時～7時（令和4年度から実施）、第3木曜日午後1時～4時まで実施しています。

労働相談利用状況（R6.4.1～R7.3.31）

ア 相談内容

相談内容 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
賃金関係			1	1									2
労働条件					2		2	1	2				7
退職関係		1							3		1	1	6
ハラスメント関係				1				1			1		3
その他	3			1			1	1			1	1	8
合計	3	1	1	3	2	0	3	3	5	0	3	2	26